

平成 30 年度沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン 策定業務委託 公募仕様書

1 業務の目的

平成 29 年度に策定した「沼津市パークマネジメントプラン」の展開方針の一つである「公園緑地の魅力を引き出す民間の取り組み支援」に基づき、民間事業者等との連携による都市公園の維持管理及び運営の新たな方法を確立し、公園利用者満足度の向上や都市の魅力増進などを図るため、民間活力導入促進に向けた指針として「沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定する。

2 業務内容

(1) 公園等現況調査の実施

市内の都市公園を対象に、公園の配置状況、指定管理者及び公園愛護会の導入状況などについて、公園台帳など既存の資料等を活用して現況の整理を行うとともに、自然的条件および社会的条件の概要について、都市計画基礎調査結果や既存各種調査結果を基に取りまとめる。

また、都市公園の他、都市公園に準じる公共施設緑地、市民緑地などの民間施設緑地、自然公園内の園地などについても調査対象とする。

(2) アンケート調査の実施

市内の都市公園の状況や公園の利活用方法、民間活力導入の可能性、民間活用のアイデアなどを確認するため、市民を対象にアンケート調査を実施し、結果の集計・解析を行う。

(3) 公園概要書の作成

公園等現況調査の結果に基づき、民間活力導入を想定する公園を対象として、現況状況、展開が想定される事業コンセプト、民間活力導入のポテンシャル等を整理した公園概要書を作成する。

(4) 前提条件の整理

公園概要書の内容や関連法の改正に伴う新たな制度、その他官民連携に関する事業や制度等に基づき、本市の公園における民間活力導入に向けた事業手法検討のための前提条件の整理等を行う。

(5) 課題の整理

アンケート調査、公園概要書、前提条件の整理内容等に基づき、事業手法の検討に向けた課題を整理する。

(6) 事業手法の検討

前項で整理された結果に基づき、Park-PFI を含む PPP などの制度活用など、本市の公園で実施の可能性のある事業手法について、検討を行う。

(7) 民間事業者ヒアリング

公園概要書や課題、事業手法の検討結果などに基づき、民間活力導入を想定する都市公園に係る民間事業者へのヒアリングにより、具体的な実施内容に向けた意見を聞き取り、事業化に向けた課題等を整理する。

(8) アクションプラン作成

民間活力導入を想定する都市公園に係る事業手法の検討内容や民間事業者ヒアリングの結果等を踏まえ、外部委員による策定委員会を開催し、アクションプランを作成する。

(9) 報告書作成

本業務について、委託者の指示に従い、報告書としてとりまとめる。

3 民間活力導入を想定する公園

民間活力の導入が想定される公園は、現況調査や課題整理を進める過程において、委託者と受託者が協議し、0.25ヘクタール以上の面積を有する沼津市内の都市公園の中から2か所選定する。

4 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 3部 (A4版)
- (2) アクションプラン (案) 概要版 3部
- (3) アクションプラン (案) 完全版 30部
- (4) 上記及び上記策定のために収集した資料の電子データ 1式 (CD-ROM等) ※

※電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。

5 実施体制

- (1) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資料等を予算の範囲内で調達すること。
- (2) 委託者は、業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、委託者の了解なく公表・使用はできないものとする。また、委託者から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。
- (3) 受託者は、委託者から本事業に係る業務の実績や進捗状況の報告要請があった場合、委託者受託者双方の協議の上、委託者に報告しなければいけない。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な協議を行うとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には、その都度委託者の指示を受けること。
- (5) 受託者は、委託者との打合せ協議について、業務着手時、中間時(2回)、納入時に行

うものとし、その他委託者の指示に従い、必要に応じて実施すること。

6 留意点

(1) 策定委員会について

策定委員会の開催に要する経費は、業務委託料で支払うものとする。また、策定委員会委員は、委託者及び受託者が協議し、決定する。

(2) 業務の再委託について

業務の再委託について、専門的な知識や技術を要する業務などの第三者への委託は可能とするが、業務全体に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とする。

(3) 委託業務実績報告書等の提出について

受託者は、委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書、収支決算書、本仕様書に定める成果品及び委託業務完了届出書を、委託業務終了後、速やかに委託者に提出しなければならない。

(4) 業務委託料の返還について

委託者は、受託者が事業の実施にあたり、本仕様書の事項に反していることが分かった場合、支払われた業務委託料の一部または全部を返還させることができる。

(5) 業務遂行上のトラブルについて

業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、委託者受託者双方の連携の上、速やかに解決を図る。

7 その他

(1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。

(2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例条例38号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。